

パブリックビューイング開催補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 パブリックビューイング開催補助金交付要綱（以下「要綱」という。）は、福井市をホームタウンとして活動するプロバスケットボールチーム「福井ブローウィンズ」を応援する機運を醸成するため、市民等が福井ブローウィンズの公式試合のパブリックビューイングを開催する際の経費の一部を補助するに当たり、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「パブリックビューイング」とは、福井ブローウィンズの試合映像を大型の映像装置に映し、広く市民が一体感を持って観戦及び応援できる催しをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、第1条の趣旨に添ったもので、福井ブローウィンズの公式試合の市内で実施するパブリックビューイング開催事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 会場使用料
- (2) 必要機器（プロジェクター、スクリーンなど）賃借料
- (3) 配信サービス利用料
- (4) その他開催に必要と認められるもの

2 パブリックビューイングの開催に当たって参加料を徴収する場合、前項各号の総額から参加料収入額を除いた額を補助対象経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に掲げる補助対象経費の総額の2分の1に相当する額を限度とし、予算の範囲内とする。

(補助金交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条第1項の規定により、事業を実施する1週間前までに、パブリックビューイング開催補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 収支予算書（参加料を徴収する場合のみ）
- (2) 交付申請額の算出基礎
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、規則第4条の規定により、補助金の交付の決定をしたときは、パブリックビューイング開催補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象事業が完了したときは、規則第11条の規定により、速やかにパブリックビューイング開催補助金に係る実績報告書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 実施報告書

(2) 収支決算書(参加料を徴収する場合のみ)

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条第1項の実績報告書の提出を受けたときは、規則第12条の規定により、交付する補助金の額を確定し、パブリックビューイング開催補助金額確定通知書(様式第4号)により、当該実績報告書を提出した者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 前条の通知を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、規則第14条の規定により、パブリックビューイング開催補助金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

令和 年 月 日

福井市長 様

住 所
団 体
代表者

パブリックビューイング開催補助金交付申請書

表題の補助金を交付されたく、福井市補助金等交付規則第 3 条及びパブリックビューイング開催補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

2 補助事業等の概要

（1）開 催 日 令和 年 月 日（ ）

（2）開催場所

（3）定 員 人

（4）参 加 料 有（ 円） / 無

3 添付書類

（1）収支予算書（参加料を徴収する場合のみ）

（2）交付申請額の算出基礎

（3）その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

福井市指令スガ第 号

住 所
団 体
代表者

パブリックビューイング開催補助金額交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金について、福井市補助金等交付規則第4条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、同規則第6条の規定により通知する。

年 月 日

福井市長

記

1 交付決定額 金 円

2 交付条件

- （1）補助事業等の内容又は経費の配分の変更（軽微な変更を除く）をする場合は、市長の承認を受けること。
- （2）補助事業等を中止又は廃止しようとする場合は、市長の承認を受けること。
- （3）補助事業等が予定期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難と認められる場合は、すみやかに市長に報告してその指示を受けること。
- （4）事業（行事）終了次第、すみやかに実績報告書を提出すること。

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

福井市長 様

住 所
団 体
代表者

パブリックビューイング開催補助金に係る実績報告書

年 月 日付け福井市指令スポ第 号で交付決定を受けた、 年度
事業補助金に係る事業の報告を、別紙の関係書類を添えて下記のとおり報告いたします。

記

1 添付書類

- （1）実施報告書
- （2）収支決算書（参加料を徴収する場合のみ）
- （3）その他市長が必要と認める書類

様式第4号（第9条関係）

福井市指令スポ第 号

住 所
団 体
代表者

パブリックビューイング開催補助金確定通知書

年 月 日付け福井市指令スポ第 号で決定をした補助金については、
福井市補助金等交付規則第12条の規定により、次のとおりその額を確定したので通知する。

年 月 日

福井市長

記

1	交付決定額	金	_____	円
2	交付確定額	金	_____	円
3	返還金額	金	_____	円

様式第5号（第10条関係）

パブリックビューイング開催補助金交付請求書

金 円也

ただし、 年 月 日付け福井市指令スポ第 号で指令通知のあった
年度 事業補助金として福井市補助金等交付規則第14号の規定
により上記の金額を請求します。

事業補助金等交付決定額 円

今回請求額 円

上記のとおり補助金を請求します。

福井市長 様

年 月 日

住 所
団 体
代表者

振込金融機関名	名称	
	支店名	
種別		口座番号
口座名義（フリガナ）		